

# 日印経済安全保障対話への提言

2026年5月11日

日印民間経済安全保障対話日本側

## I. 背景・経緯

インドは、世界最大の人口と高い経済成長率を背景に、独立100周年を迎える2047年までの先進国入りを目指すなか、自立（国産、近代化、技術革新）を基本として、Make in India, Make for the Worldを旗印に製造業の強化および輸出の拡大を推進している。

日本は、これまで強みとしてきた技術力を磨き、「科学技術立国」として世界で高いプレゼンスを維持すべく、引き続きイノベーションを推進する必要がある。同時に、人口が減少し、食料・資源・エネルギーに乏しいという現実を踏まえ、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を戦略的に進化させることなどによって、「貿易投資立国」として諸外国・地域との関係を拡大・深化させていかなければならない。

このようななか、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値や原則を共有する日本とインド（以下、日印）はパートナーたるに相応しく、現に2014年以来、「特別戦略的グローバル・パートナー」として関係を深化させてきた。そして、2025年8月のモディ首相の来日は、同パートナーシップの「新たなゴールデン・チャプター」<sup>1</sup>の幕開けを告げることになった。

他方、日印両国を取り巻く国際情勢は、近年、厳しさを増してきている。大国間の対立は長期化の様相を呈しており、また、国際ルール・規範よりも自国利益を優先する姿勢が顕著となり、世界は分断と対立の傾向を強めている。こうしたなかであって、経済関係を逆手にとった経済的威圧行為が横行しており、国民生活や産業活動に不可欠な重要物資のサプライチェーンを特定の国・地域に過度に依存することのリスクがとみに高まっている。また、汎用性の高い基盤的な重要技術や最先端の新興技術を獲得・保持することが、国の競争力のみならず、国家安全保障に不可欠となるなど、安全保障の裾野が経済・技術分野にも拡大している。以上のような環境の下、各国・地域は、いわゆる戦略的自律性の確保ならびに戦略的優位性・不可欠性の維持・獲得に注力しているのが現状である。

そこで、経団連とインド工業連盟（CII）は、昨年8月に開催した日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム（以下、日印BLF）において、政府間の「日印経済安全保障対話」（以下、政府間対話）に対して、企業・経済界の立場から意見具申するため、また、日印経済界同士の情報・認識の共有ならびに連携強化の場として「日印民間経済安全保障対話」（以下、民間対話）を立ち上げるべく準

---

<sup>1</sup> 小野啓一駐インド日本大使「日印関係の『ゴールデン・チャプター』を開く」『外交』Vol. 94, Nov/Dec. 2025

備を進めることで一致した<sup>2</sup>。さる 2026 年 3 月 26 日には、経団連ならびに C I I 会員企業が参加して、民間対話の初回会合をオンラインで開催した。

II 章以降は、その結果をも踏まえ、日印協力の方向性および個別分野における具体的な施策について、民間対話日本側の見解を取りまとめたものである。日印両国政府におかれては、本提言を十分に踏まえた上で第 2 回政府間対話に臨まれない。

経済安全保障は、経済活動の主体である民間企業と、安全保障に責任を有する政府との緊密な連携があって初めて確保されるものである。また、そうした官民の連携が国の枠を超えて日印間でも進められることにより、民間同士および政府間における対話のさらなる深化につながるという好循環が生み出されることを期待する。

また、経済が武器化されるに及んで、企業が経済安全保障の前線に立たされている現実がある。そうしたなかで、企業としては、価値向上を目指して収益機会を追求するにあたって、自社として、どの程度までのリスクであれば許容し得るのか厳正に見極める必要がある。一方、政府においては、安全保障上のリスクを低減するにあたって、国力の要素である経済力・技術力を棄損することなく、企業に対してどこまでのコスト負担を求めるべきなのか慎重に検討する必要がある。日印間の対話を、それらを考える貴重な機会とすべきである。

## II. 日印協力の方向性

### 1. 自由で開かれた国際秩序の維持・強化

#### (1) 世界貿易機関 (W T O) の改革と経済連携協定 (E P A) ・自由貿易協定 (F T A) の拡大・深化

世界の分断・対立が進み、経済安全保障の確保が重要な課題となるなかにあっても、自由で開かれた国際秩序を維持・強化する努力が不可欠である。戦略的自律性を確保すると言っても、人口が減少し、また、食料・資源・エネルギーに乏しい日本として、自給率の向上や生産活動の自国回帰のみを追求することは現実的でもなければ、対策として十分でもない。特定の国・地域への過度な依存を回避する一方で、内に籠ることなく、信頼に足る諸外国・地域との間で協力を深めることができる環境を確保しておくことがまずもって重要である。

具体的には、昨年 8 月開催の日印 B L F で意見の一致をみたとおり<sup>3</sup>、多角的自由貿易体制の中核である W T O の改革を進めるとともに、E P A ・ F T A を拡大・深化させることが不可欠である。日印間では、2011 年に日インド包括的経

---

<sup>2</sup> 2025 年 8 月の日印首脳会談後に公表されたファクトシートでは、「日印民間経済安全保障対話 (仮称)」の開始を歓迎するとともに、戦略分野における具体的な取組みを推進するための官民の緊密な協力への期待が表明されている。

<sup>3</sup> 第 12 回日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム共同声明 (2025 年 8 月 29 日)  
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/054.html>

済連携協定（CEPA）が発効しており、これを改訂<sup>4</sup>し、経済関係を一層強化することが重要である。さらに、将来における、インドの「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）への加入実現に向けて協力していくことが求められる。

## （2）経済安全保障の要素を取り込んだ国際的なルールづくり

以上と並行して、今や経済と安全保障が密接に関連し、経済の武器化が行われている現実を踏まえ、経済安全保障の要素を取り込んだ国際的なルールづくりが急務である。ここでは、具体的に非市場的政策・慣行への対応および経済的威圧への対処について取りあげる<sup>5</sup>。

### ① 非市場的政策・慣行への対応

特定の国・地域への過度な依存が生じる理由のひとつとして、当該国・地域において補助金等で過剰生産となった製品が低価格で各国・地域に輸出され、市場を占有するなど非市場的政策・慣行が挙げられる。

そうした事態を防ぐためには、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税といったWTO協定上認められた貿易救済措置を機動的に発動し、公正な競争を確保する必要がある。そのため、日本政府においては、国内生産者からの申請を待たずに、自ら調査（職権調査）を開始することを躊躇すべきではない。また、経済安全保障推進法に基づき指定された特定重要物資については、当該物資の所管大臣が、同法の規定を用いて財務大臣に対して職権調査を求めるべきである。さらに、インドにおいて導入されている「生産者と型式の承認リスト（ALMM）制度」を含め、非価格要素の考慮のあり方について検討する必要がある。

### ② 経済的威圧への対処

経済的威圧行為が常態化するなか、それらに対する備えを固めるとともに、経済的威圧行為を抑止するための取組みを進めることが重要である。そのため、日印は、志を同じくする第三国とも連携して、国際的なルールづくりをリードする必要がある。

例えば、WTOにおいては、GATT第21条の安全保障例外該当性を、加盟国・地域の自己判断に委ねるのではなく、パネルの判例を踏まえて客観的に判断することを前提に、経済的威圧行為や恣意的な輸出規制を含めた貿易制限措置の構成要件等を明確化するとともに、パネルで威圧行為と認定された場合は他

---

<sup>4</sup> III章に示された関税撤廃・削減要望参照

<sup>5</sup> 「日本国とインドの間の安全保障協力に関する共同宣言」（2025年8月）は、国家安全保障に不可欠な分野の強靱化のため、政府機関と民間のステークホルダー間の技術・産業連携を促進、推進するとしており、「戦略的分野における脆弱性の低減、経済的威圧、非市場的政策及び慣行、それらに起因する過剰生産への対応及びサプライチェーン強靱化を含む、経済安全保障に関する重要課題における協力」を方法のひとつに挙げている。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100897545.pdf>

の加盟国が対抗措置を講ずることができる仕組みを設けるべきである。また、その仕組みを支えるべく、WTOにおいて経済的威圧行為のモニタリング体制を構築する必要がある<sup>6</sup>。

さらに、日本政府においては、CPTPPの他の加入国と協力して、加入国・地域が経済的威圧を受けた場合の影響緩和措置に加えて、「EU反威圧手段規則」をも参考に、いずれかの加入国・地域が経済的威圧行為の対象となった場合、連携・共同して対抗措置を発動することを可能にする体制の整備を検討する必要がある<sup>7</sup>。

## 2. 戦略的自律性の確保：特定の国・地域への過度な依存の回避

戦略的自律性を確保するためには、国民生活や産業活動に不可欠で戦略的に重要な物資を特定の国・地域に過度に依存することを回避すると同時に、それらの安定的な供給を確保する必要がある。

なお、OECDの調査<sup>8</sup>によれば、戦略的物資（strategic products）の輸入集中度は近年世界的に上昇しており、当該物資の供給における特定国のプレゼンスが急拡大している<sup>9</sup>。

### （1）重要物資のサプライチェーンの強靱化

重要物資のサプライチェーンを強靱化するためには、供給源の多角化に加えて、自国および信頼に足る国・地域における生産基盤の強化<sup>10</sup>、代替技術の開発、リサイクルの推進、備蓄の強化など、あらゆる可能性を追求することが重要である。

この点、日本貿易振興機構（JETRO）、CIIおよび在インド日本商工会議所（JCCII）が提案した「日印経済安全保障協力に関するジョイント・アクションプラン（Proposal for Joint Actions: JAPAN-INDIA ECONOMIC SECURITY COOPERATION）」（2025年8月）（以下、ジョイント・アクションプラン）で示されたとおり、日印は相互補完関係にあり、信頼に足るパートナーに相応しい<sup>11</sup>。

---

<sup>6</sup> 日本経済団体連合会「『WT02.0』の構築に向けて－WTO改革に関する提言」（2025年10月14日）[https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/070\\_honbun.html#s4](https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/070_honbun.html#s4)

<sup>7</sup> 日本経済団体連合会「公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求める－自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言」（2024年6月18日）[https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/047\\_honbun.html#ref35](https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/047_honbun.html#ref35)

<sup>8</sup> OECD Trade Policy Paper No. 280 “Towards Demystifying Trade Dependencies”（OECD 2024）

<sup>9</sup> 中国への集中度が1997-1999年の4%から2020-2021年の32%へ拡大した。

<sup>10</sup> これに関連して、2026年3月にインド政府が発表した「changes in guidelines on investments from countries sharing land border with India」の動向を注視している。

<sup>11</sup> 日印が相互補完関係にあることは、民間対話でも強調された。インドとパートナーシップを形成することのメリットとして、以下に記載するスケールメリットのほか、ソフトウェア分野の競争力、スタートアップ企業の存在、デジタル公共インフラの存在などが挙げられた。

即ち日本が優れた製造技術を有するにもかかわらず、十分な需要を確保できずに、生産を縮小しつつある物資について、インドの需要が加わることでスケールメリットを実現するとともに、“Make in India”の下でのインセンティブを最大限活用して、インドにおいて当該重要物資の生産基盤を再構築・拡大することができれば、日印双方のサプライチェーンの強靱化に資することになる。その際、インドの生産連動型奨励策（以下、P L I : Production Linked Incentive）が事業運営費のみならず、設備投資をも対象となるように改善されれば、そうした動きを更に促すことになると考えられる<sup>12</sup>。

また、インドにおいては、半導体について、India Semiconductor Mission（以下、I S M）の下、産業育成に大規模な政策支援が講じられている。これを踏まえ、日本が強みを維持する領域を中心に日印連携を強化し、インドにおける信頼性の高い半導体生産基盤を構築することが強く望まれており、I S Mの更なる拡充が期待される<sup>13</sup>。インドにおいては、半導体製造のオペレーションを担うエンジニア・作業員の不足が懸念されることから、当該分野の人材育成も急務である。

さらに、重要鉱物については、インド国内に既にあるレアアース精製設備が安定的に稼働できるよう、インド国産の原料が安定的かつ予見可能な形で供給されることが期待される。そうすることは、インド自身の戦略的自律性の向上にも寄与すると考えられる。また、使用量低減につながる生産技術の開発・改良、代替物資の開発に加えて、調達量低減につながるリサイクルの推進も重要である。この点、インドにおいては、廃バッテリーをはじめ廃棄物の回収ルート of 行政主導による整備やリサイクル処理施設の新増設といった資源の域内循環の強化が急がれる。

加えて、脱炭素社会を見据えたクリーンなエネルギーの安定的な確保の観点からは、水素、アンモニア、グリーン・メタノール<sup>14</sup>、バイオメタン、持続可能な航空燃料（S A F）<sup>15</sup>等のクリーンエネルギーの活用や、バッテリーの強靱なサプライチェーンの構築における日印連携に向けて、両国政府による需給両面での政策的・経済的支援の強化が求められる。

---

<sup>12</sup> インド重工業省（Ministry of Heavy Industries）が2025年11月に公表したレアアース磁石の製造促進スキームでは、財政支出728億ルピーのうち、売上連動型奨励策が645億ルピー、設備投資補助は75億ルピーにとどまっている。

<sup>13</sup> 第12回日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム共同声明（2025年8月29日）

<sup>14</sup> 国際海運における燃料転換のなかで、メタノール燃料船がすでに就航している。

<sup>15</sup> S A Fに関しては、民間対話において、日本側より、①市場形成期における、規制的措置だけではない、政府支援による官民一体の需要創出への取組み、②透明性、公平性、一律性を兼ね備えた、社会全体でのコスト分担の仕組みの確立、③公平な国際競争環境を担保するための国際的枠組みである、国際民間航空機関（I C A O）の「国際航空のための炭素オフセットと削減の枠組み」（C O R S I A 制度）の遵守および国家間の政策協調、の必要性が指摘された。

## (2) 重要鉱物に関する国際連携の推進

日印間では、鉱物安全保障パートナーシップ、インド太平洋経済枠組み（I P E F）、日米豪印（Q u a d）重要鉱物イニシアティブにおけるパートナーシップを通じて、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化に取り組んできており<sup>16</sup>、これらを通じて、引き続き具体的な協力を積み上げていく必要がある。

加えて、特定国による輸出管理措置を受けて、当該国に依存しない重要鉱物のサプライチェーンの構築を巡る国際的な議論が活発になっている。これについては、日印に加えて、資源が豊富なアフリカ諸国など出来る限り多くの第三国も含めて、採鉱・採掘・分離・精製といった上流から中流、下流に至るまで、サプライチェーンに広く目配りした官民の対話・連携を強化していくことが求められる。その際、国際連携を通じた取組みと日本独自の取組み、ならびに企業の取組みに委ねる領域と国が責任を持って取り組む領域との整理、切り分けが重要である。また、中流から下流に位置する産業の競争力の維持・強化も重要な課題である<sup>17</sup>。

## 3. 戦略的優位性・不可欠性の維持・獲得：重要・新興技術の保全・開発

近年、半導体、A I、量子技術、次世代通信等の分野において技術革新が急速に進展するのに伴い、国家の産業競争力および安全保障の強化を巡る、各国・地域による技術獲得競争が激化している。

そうしたなかにあつて、戦略的自律性の確保と並行して、諸外国の国民生活や社会経済活動にとって日本やインドの存在が不可欠であるような分野を拡大することによって、戦略的優位性・不可欠性を維持・獲得する必要がある。具体的には、「small yard, high fence」の原則の下、日本あるいはインドとして、流出防止あるいは開発推進に注力すべき重要・新興技術を特定し、それらを重点的に保全する（守る）、あるいはそれらに重点的に投資する（育てる）必要がある。その際、「育てる」ことで「守る」との考え方に立って、安全保障上の懸念が大きい国・地域が特定の技術を獲得する頃には、日本やインドが更に高度な技術を手に行っているような研究開発の推進が不可欠である<sup>18</sup>。

### (1) 重要・新興技術の保全等

従来国際レジームにおける合意に基づく輸出管理の下では、政府が決めた規制を企業等が遵守するコンプライアンスで足りたが、技術の移転、人材の流出、企業の合併・買収、技術情報の不正取得・開示など、技術流出の経路が多様化している今日、コンプライアンスを超えて、官民の対話・連携を通じて拡大するリ

<sup>16</sup> 「ファクトシート：日印経済安全保障イニシアティブ」（2025年8月）

<sup>17</sup> 「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン：日米重要鉱物交渉」（2026年3月）においては、「参加国は、中流から下流の産業の競争力を維持し、強化するための方法を議論する」とされている。

<sup>18</sup> 日本経済団体連合会「FUTURE DESIGN 2040『成長と分配の好循環』～公正・公平で持続可能な社会を目指して」（書籍版）

スクを適切に管理する必要がある。

具体的には、安全保障の観点から重要・新興技術を特定し、それらを重点的に保全することが不可欠である。この点、日本においては、重要技術について、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が対話を行い、適切な技術管理を徹底すべく動き出しており<sup>19</sup>、今後の制度運用を注視していく必要がある。また、対内直接投資審査制度の見直しに関する外為法改正法案が国会に提出されている。

他方、インドは、輸出管理を厳格に実施しているとは必ずしも言えないのが現状である。また、営業秘密保護のための法制度も未整備である。こうしたなかで、日本企業のインドへの技術移転を促進するためには、インドにおける輸出管理制度や知的財産保護制度の拡充、それらの厳格な執行、とりわけ営業秘密保護に係る法制度の早急な整備と適切な執行の確保が不可欠である。

## (2) 重要・新興技術の開発

上述のジョイント・アクションプランでは、重要・新興技術の開発に関する日印連携の可能性が示されている。即ち、A Iをはじめ新興技術領域において、豊富な高度人材を有するインドの企業・大学・研究機関と品質管理等に優れる日本企業との交流を促進することによって、相互補完的な知見や人的・財政的資源の共有、大規模な実証の推進、さらに、それらによって得られたソリューションの第三国への展開が期待される。

重要・新興技術の開発を促進するためには、民間対話においても指摘があったとおり、日印間の国境を越えるデータの円滑な流通の確保、海底ケーブルなど信頼できるサプライヤーによる高い運用品質・レジリエンスを備えた情報通信インフラの整備、サイバーセキュリティの確保等も重要である。

とりわけ、A Iについては、日印の官民の間でA I開発・活用に関する共同ガイドラインの構築を進めるとともに、A I分野における日印の人材交流を促進すべきである。また、行政、金融、医療等のデジタル公共インフラ（D P I : Digital Public Infrastructure）は、日印双方にとって国民生活や社会経済活動を支える基盤であり、経済安全保障上極めて重要である。これらの公共領域におけるA Iの社会実装は、日印が相互補完関係を発揮し得る有望な分野であり、日印での実証・展開を進めるとともに、その成果を第三国に展開していくことが期待される。

---

<sup>19</sup> 2024年10月30日関係省令・告示公布。移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある技術を対象。また、技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。2026年3月時点において19技術が指定されている。

### Ⅲ. 日印協力を促進するための個別分野に関する具体的施策

前章Ⅱで指摘した協力の方向性に沿って、経済安全保障に関する日印協力を実効性あるものとしていくためには、民間企業が、安心して投資し、事業を展開できる予見可能性の高いビジネス環境の整備が必要である。以下は、個別分野ごとに、そのために必要な施策に係る経団連会員企業の要望を取りまとめたものである（一部はⅡに反映）。

#### 1. 半導体

##### A. インド政府への要望

- ① 半導体エコシステムの構築に向けて、I S Mによる半導体素材・装置メーカーの拠点新設への補助金の拡充。半導体関連のサービス・メンテナンス拠点設置や工場に付随する自家発電設備の補助対象化
- ② 半導体素材（はんだに使用する錫・銀・銅を含む）や半導体製造装置の輸入関税の撤廃
- ③ インド標準規格局（以下、B I S : Bureau of Indian Standards）認証の適用対象外である半導体製造装置本体の稼働に不可欠なスペアパーツや付属機器・部材についても、安定的な供給を継続的に行うため、B I S 認証の適用対象から除外
- ④ 半導体製造のオペレーションを担うインド人エンジニア・作業員の育成・確保につながる専門教育の拡充およびリスクリング環境の整備
- ⑤ 半導体製造に不可欠である安定的な電力供給の確保に向けて、質の高い電力インフラ（発電設備・送電網・変電所）の整備
- ⑥ 半導体関連投資の予見可能性を高めるための、水量や停電状況など、水や電力等のインフラに関する信頼性のあるデータの見える化
- ⑦ 将来的にインドで半導体エコシステムが構築された際に国際競争力を確保するための施策の検討

##### B. 日本政府への要望

- ① 日本企業がインドで半導体事業を展開する際の現地政府との調整にあたって支援の提供

##### C. 日印両国政府への要望

- ① 日印官民連携による半導体製造のオペレーションを担うインド人材の育成枠組みの構築（例：インド人材（インド政府の選定者や在印日系企業の推薦者等）の訪日企業研修を通じた移転技術の中長期的な運用と現地定着を担う中核人材の育成、当該中核人材によるインド国内での研修プログラムの整備等）と研修費用の補助

#### 2. A I

##### C. 日印両国政府への要望

- ① 政府系金融機関によるA I 開発・活用へのリスクマネーの供給

- ② 国際的なルール整備が途上にあるなか、日印官民によるA I 開発・活用における共同ガイドライン（知的財産保護、A I 判断の責任所在の明確化、判断ロジックの監督当局への説明責任の定義等）の整備
- ③ 日印官民でA I 開発・活用に関する相互補完的な知見や人的・財政的資源を共有することによって、共同で構築する信頼できるA I モデルを両国のデジタル公共インフラ（行政、金融、製造、医療・ヘルスケア等）に社会実装するとともに、第三国への展開を推進
- ④ 「日印A I 協力イニシアティブ」等を活用した日印のA I ベンダー・研究者・エンジニア間の人材交流・共同研究の促進。ベストプラクティスの共有

### 3. 重要鉱物

#### A. インド政府への要望

- ① インド国内の外資系精製工場が安定的に稼働できるよう、インド国産レアアース原料の安定的かつ予見可能な形での供給
- ② リチウムやニッケル等を含む廃バッテリーについて行政主導による回収ルート整備・運営。廃バッテリーの大規模リサイクル処理施設の新増設への補助金の拡充。ブラックマスからリチウムやニッケル等を抽出する能力の整備
- ③ 外資を含む民間企業にインド国内鉱山入札を開放する等、民間企業の鉱山経営への参入促進を通じた、鉱山経営の競争力強化

#### B. 日本政府への要望

- ① 重要鉱物の強靱なサプライチェーン構築にあたって、特定国が輸出管理を緩和する等によりレアアース価格が下落するリスクを想定した制度の設計

### 4. クリーンエネルギー

#### A. インド政府への要望

##### 【脱炭素燃料】

- ① 日本の技術とインドの豊富なバイオマス資源を組み合わせることによるS A F の信頼できるサプライチェーン構築に向けた、インドにおける航空脱炭素化のロードマップの作成
- ② バイオ燃料（エタノール、バイオガス）の普及促進

##### 【電池・バッテリー】

- ① バッテリー部素材の関税障壁の低減
- ② 電動二輪車・電動三輪車に使用するバッテリーの信頼性向上に向け、バッテリーの安全に関する課題の改善（例：安全基準試験における実走行試験の追加、トレーサビリティの確立、充電設備の品質確保）
- ③ インドにおけるバッテリーおよびバッテリー部素材産業の形成と健全な発展に向けて、日本の電池サプライチェーン協議会（B A S C）を参考とした、業界組織設立の促進

- ④ 乾電池の回収・リサイクルに係る Battery Waste Management Rule (BWM R) の実態を踏まえた見直し(導入時期の後倒し、現実的な回収目標率の設定、電池の種類に見合った環境補償金の計算式の設定)とともに、乾電池の回収ルートの整備、乾電池へのリサイクルの表記、回収に係るコスト負担のスキーム等を官民で検討

### 【電力】

- ① 企業が予見性をもって長期的視野で安定的に投資できる政策・制度作りと運用。連邦政府主導による各州統一した制度の整備
- ② 政府主導による土地集約・地権者調整、地権者補償・合意条件の標準化、政府窓口の一元化
- ③ 送電線網の整備・拡充、電力小売・配電事業者の財務体質の改善に向けた行政指導
- ④ 配電事業者による送電線網整備の遅延によって生じた電力売買契約不履行時の免責や補償に関する救済措置の整備

### 【省エネ車】

- ① 自動車のCO<sub>2</sub>排出基準(Corporate Average Fuel Efficiency: CAFE)について、EVのみならず、小型車、ハイブリッド車、CNG車等、多様な省エネ車の環境貢献を正當に評価する制度への改善

## B. 日本政府への要望

- ① インドでは再生可能エネルギー案件には短期の銀行融資が多く、大規模で継続的な投資判断が難しいことから、国際協力銀行による長期アンカー資金の提供
- ② バッテリー分野に関する日印協力の枠組みを定めた覚書の策定
- ③ バッテリー分野の対外投資について、WTOルールに整合した形での財政的支援

## C. 日印両国政府への要望

- ① クリーンエネルギーのサプライチェーン構築に向け、投資、技術開発、利用者への経済的支援など、需給両面から短期・長期のインセンティブの拡充
- ② 日印両国でのデジタル技術によるSAFのサプライチェーン管理の確立
- ③ SAFの社会全体でのコスト分担のあり方やSAF導入にかかる税制優遇等、官民一体での需要創出。連携可能な部分での日印間の政策協調
- ④ インドにおけるグリーン・メタノールの合成・製造に向けて、インド国内のオフテイカーの信用・支払能力の担保
- ⑤ インドにおけるバイオメタン(CBG)のさらなる普及に向けて、二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)に関するルール(Rules of Implementation)・運用マニュアル(Manual)の日印政府間での早期合意、ならびに個別のCBG事業の早期のJCM承認
- ⑥ グリーン水素・アンモニアの導入・活用に対する政策面・経済面の支援
- ⑦ 牛糞や農業残渣を活用したバイオガス事業の継続的な後押し

## 5. 情報通信

### A. インド政府への要望

- ① 日印間の円滑なデータ流通に向けて、一定の信頼を前提とした、個人データの越境移転規制の緩和、越境移転手続の簡素化

### B. 日本政府への要望

- ① I T、A I やサイバーセキュリティを専門とするインド人デジタル人材の日本企業への就職・定着の後押し
- ② 日本企業が得意とする高品質・高信頼な通信事業のインドにおける事業展開に向けて、W T Oルールに整合した形での公的支援の提供

### C. 日印両国政府への要望

- ① 信頼性ある情報通信インフラの展開に向けて、プロジェクトの検討・計画段階から、日印官民で需要者・供給者の技術・製品・サービス等のニーズ・シーズをマッチングさせる官民フォーラムの開催。首脳間での注力事業のコンセンサス作り

## 6. 分野横断的課題

### A. インド政府への要望

#### 【インセンティブ】

- ① P L I について、事業運営費のみならず、設備投資へのインセンティブ付与を可能とする制度改善（工場に付随する自家発電設備への初期投資を含む）
- ② P L I について、国内サプライチェーンが十分に整備されるまでの間のローカルコンテンツ要件（D V A）の撤廃。雇用要件の緩和

#### 【知的財産】

- ① 現状、営業秘密・ノウハウの保護の根拠は、裁判所の判断および判例であり、保護に関する特別法は存在しないことから、営業秘密・ノウハウを含む知的財産の適切な保護（退職従業員等を通じた技術流出防止含む）に向けた法制度の充実およびより適切な執行の確保

#### 【規制・税制】

- ① 煩雑・不透明な規制・税制の見直し、許認可等の手続きの統一化・透明化・迅速化の推進による、透明性・一貫性のある投資環境の整備
- ② Make in India に資する機械装置・材料等の日本からの輸入に係る通関手続きの円滑化や関税の削減
- ③ B I S 認証の取得手続きの透明化。政府側担当官の異動・交代における的確な引き継ぎ。手続きのデジタル化・迅速化、外国認証との相互承認（M R A）の検討。B I S 認証の有効期間の延長。B I S 品質管理令（Q C O : Quality Control Order）の対象拡大や運用変更に関する産業界への十分な事前周知とヒアリング機会の確保。運用変更時におけるB I S 認証取得にかかるリードタイムを考慮した適切な猶予期間の設定

- ④ M&Aルールの簡素化（例：テック企業へのM&Aでは、契約・登記変更に加え、裁判所に準ずる機関であるNCLT (National Company Law Tribunal) の承認が必要。承認取得に通常12～18カ月を要し、合併後企業統合（PMI）が滞る）
- ⑤ IPOルール of 簡素化（例：煩雑な審査、厳格なロックアップ規制、親会社のインド移転等の緩和）
- ⑥ 「一定の共通目的のために協力する複数の者によって構成される一つの独立した課税事業体（Association of Persons：AOP）」への課税の廃止による二重課税の防止

#### 【ヒト・モノ・資金の移動】

- ① Make In India に資するインド人技術者の来日研修について、日本側による受入・指導に要する経費を含む研修費用の補助
- ② 工場の立ち上げやオペレーションの支援・指導等にあたる日本人技術者のインド派遣について、指導等に係る費用への補助とともに、渡航・滞在が行いやすいよう円滑かつ簡便なビザの付与
- ③ 日印租税条約に基づく所得税の二重課税回避の確実な実施
- ④ 生産機械のカスタマイズ・メンテナンスをはじめ、円滑な生産活動に必要なとなる外国人技術者のインド入国に対するビザ発行手続きの簡素化
- ⑤ 製造業の国際競争力確保や最終製品の品質維持の観点から必要な素材・中間財・資本財の円滑な輸入実現に向けた貿易救済措置の見直し（例：日本製鋼板類への緊急関税、日本製コークスへの不当廉売関税の撤廃）
- ⑥ ルピーの対外送金規制の緩和（例：海外送金手続きの円滑化、送金金額の上限撤廃）
- ⑦ インド拠点が計上する利益を海外グループ企業へ配当として払い出す際の課税減免

#### 【建設工事・インフラ整備の推進】

- ① 事業活動を支える物流のための幹線道路、安定稼働を支える電力・通信等のインフラ整備の促進
- ② 大気汚染による冬季の活動制限令（Graded Response Action Plan：GRAP）により、事業活動を支える民間の建設工事に支障が生じている。汚染原因を調査・検討したうえで、汚染原因の実態に即した活動制限令の見直し、民間の建設工事に対する一律的な制限の撤廃

#### B. 日本政府への要望

- ① インドでの工場立ち上げ等に向けたインド人技術者の来日研修について、滞在可能期間の延長を含め、日本に渡航・滞在しやすい円滑かつ簡便なビザの付与
- ② 円借款プロジェクトの免税措置の徹底に関するインド政府への働きかけ

以上